

建設汚泥再生利用指針検討委員会

第4回議事概要

日時：平成18年2月24日(金) 10:00~12:00

場所：国土交通省総合政策局ABC会議室（霞ヶ関中央合同庁舎3号館3階）

議事概要：

(1)「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告書目次構成について（資料4-3）

東京大学小澤委員：資料中の報告書(素案)目次と再生利用指針目次(案)の関係を示す線について、点線の箇所があるが、実線との違いは何か。

事務局：「再生利用指針」は、本委員会の報告書を受けて国土交通省事務次官通達として作成予定の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の解説という位置付けであるが、例えば報告書に盛り込まれる「適正処理の推進に関する方策」については国土交通省の所管ではないことから、再生利用指針の中では報告書の該当箇所の一部のみの反映とならざるを得ないため点線とした。

嘉門委員長：国土交通省の所管外の検討事項についても、報告書で示す考え方は随所に反映されるものと理解している。

(2)「建設汚泥」という用語の言い換え提案(東京都提出資料)について（資料4-5）

東京都都市整備局森田委員：建設汚泥の再生品の率直的な利用が課題となっている中、「汚泥」という用語のままでは、住民説明等で多くの人の理解を得ることは難しい。そこで、「建設汚泥」の代わりに「建設泥土」という用語を用いることを提案したい。

事務局：「建設汚泥」という用語については、既に国土交通省内で広く用いられていること、「建設発生土利用技術マニュアル」では、コーン指数200kN/m²未満の発生土を「泥土」として定義しており、そのうち産業廃棄物に該当するものを「建設汚泥」としているため「建設泥土」という用語を導入すると混乱が生じる恐れがあることから、従来どおり「建設汚泥」という用語を用いたい。

日本建設業団体連合会島田委員：「建設汚泥」という用語自体は環境省の通知文でも用いられているが、廃棄物処理法で定義された用語ではない。建設業界では以前から「建設汚泥」に「汚」がつくため住民等の理解を得る際に困るといった意見があり、「泥土」という名称に変更するのは賛成である。

関東建設廃棄物協同組合齊藤委員：「建設汚泥」を「泥土」とひとくくりにすると、産業廃棄物処理業者が入る余地がなくなる。

環境省豊住委員代理：「建設汚泥」という言葉は確かに廃棄物処理法で定義された用語ではないが、産業廃棄物たる「汚泥」の一種であることから用いられている言葉である。「建設泥土」という用語を用いた場合には、現場において建設発生土と区別されにくくなり、産業廃棄物とし

て扱う必要があるという意識が薄れる可能性があるのではないか。

嘉門委員長：建設汚泥は「他の泥土」と工学的にはほぼ同一であるが、産業廃棄物として適正に処理する必要があることを十分に理解してもらう意味でも、産業廃棄物の「汚泥」に該当することを明確にした「建設汚泥」という用語を用いた方が適切である。

(3) 建設汚泥再生利用指針検討委員会報告書(素案)について(資料4-4)

○「Ⅰ はじめに」について

嘉門委員長：建設汚泥の定義で「建設廃棄物処理指針」を引用しているが、指針中の「74ミクロン」及び「一軸圧縮強度」という用語は学術的に誤りであり、それぞれ「75 μ m(マイクロメーター)」「一軸圧縮強さ」と改めるべきである。本委員会の報告書では、環境省における定義として同指針を本文中で原文のまま引用したいと考えてはいるが、適切な表現に訂正願いたい。

環境省豊住委員代理：同指針については、次回の修正時に適切な表現に改めたいと考えているが、現在の指針を早急に修正することはできない。

嘉門委員長：記載方法については、環境省と相談しつつ、事務局で検討して欲しい。

○「Ⅱ. 現状と問題点」について

環境省豊住委員代理：「2 問題点」に「ii 建設汚泥の再生利用を促進する制度が定まっていない」とあるが、大臣認定制度や個別指定制度も再生利用を促進するための制度の一つであるため、建設汚泥再生品を利用するための制度がないことを述べているのであれば誤解のないよう適正な表現に改めるべきである。

日本土木工業協会阪本委員：建設汚泥を原材料とした流動化処理土等についてはグリーン購入法の特定調達品目となっており、「何も定まっていない」という表現は不適切と思われる。

○「Ⅲ. 基本的な考え方」について

環境省豊住委員代理：例えば8頁6～7行目で「自ら利用」をあたかも「制度」であるかのように表現しているが、そのような誤解のないよう、例えば「方策」とするなど、適正な表現に修正して欲しい。

東京大学小澤委員：前章で問題点を整理しているが、「問題点」と「基本的な考え方」との対応が分かりにくい。基本的考え方の中に「公共工事における率先的な利用」とあるが、これに対応した問題点は何か？

事務局：「ii) 建設汚泥の再生利用を促進する制度が定まっていないこと」及び「iii) 再生品の価格が高いこと」に対応したものと考えている。

東京大学小澤委員：建設発生土と建設汚泥処理土との優先順位については「公共工事における率先的な利用」の中ではどのように考えているのか。

事務局：本報告書(素案)では、土砂利用工事では新材を極力使用せずに、建設発生土又は建設汚

泥処理土を使用することとしている。建設発生土と建設汚泥処理土のどちらを優先して用いるかについては示していない。

東京大学小澤委員：「(2) 再生利用制度の手続き等の簡素化、明確化」では、具体的に何をどのように簡素化するか明記されておらず、「自ら利用」や「再生利用制度の活用」を積極的に推進するということを述べているので、タイトルと内容が合っていないのではないかと。

嘉門委員長：確かにやや誤解を招く表現がある。さきほどの豊住委員代理の意見等も踏まえ事務局で再度表現を検討して欲しい。

○「IV. 具体的な方策」について

国立環境研究所大迫委員(事務局代読)：これまでの土壤環境基準、土壤汚染対策法の改正・制定に係る答申や運用に関する通知類では、土壤と区別がつく再生製品については「土壤」とは異なる基準を当てはめるべきとの見解をしめしており、現在、環境省では廃棄物・副産物を用いた各種の再生製品の安全品質に関する考え方を、そのような考え方に沿って議論している。それらとの整合をはかるため、「市販品の出荷時」の記述について、指針の利用者に混乱が生じないように、「市販品は通常、建設汚泥と他の材料が混合されて製造・加工されるため、製造者責任の下に、市販品として最終的に出荷される状態で基準を満たすこととする。なお、利用形態での有害物にかかる試験方法としては、JIS K0058『スラグ類の化学物質試験方法』が参考になる。」との注書きを入れた方がよい。

日本土木工業協会阪本委員：例えば焼成品であれば、土壤環境基準を満たしているかは考慮する必要が無く、もっと別の基準を設けるべきと思う。

国土交通省建設業課牧委員：土質材料と同様な品目については土壤環境基準を用い、それ以外については製品ごとに基準が異なるということか。

嘉門委員長：建設汚泥再生品の利用用途は必ずしも土質材料と同様とは限らない、例えば、流動化処理土については土壤環境基準を用い、ドレーン材についてはまた別の基準を適用するといったように、再生品の利用用途に応じて適正な基準を適用するべきである。詳細については土木研究所で作成する指針の中で記述していただきたい。

日本土木工業協会阪本委員：7月25日の環境省通知では、自ら利用においては利用側の現場に搬入された時点で利用価値を有すると示されている。報告書(素案)12頁の13行目から17行目までの記述は同通知と矛盾するのではないかと。

環境省豊住委員代理：7月25日の通知は「建設汚泥処理土等の再生品については、改良しても利用現場に搬入するまで価値がない場合もあるので、その場合には搬入した時点で利用価値が生じるものと考えられる。」という限界事例を示したもの。「利用現場への搬入以前のものとは全て産業廃棄物に該当する」ということではなく、十分に改良すれば現場に搬入する前に利用価値が生じるケースもあり得ると考えている。

日本土木工業協会阪本委員：「自ら利用」はあいまいな部分が多い、誤解による不適正な処理を防ぐ意味で、利用現場に搬入した時点で産業廃棄物でなくなる旨を明示し、「産業廃棄物として運搬すること」といった記述にするべきではないかと。

国土交通省建設業課牧委員：本報告書をまとめる段階で詳細のケースについて検討する必要はな

いのではないか。報告書の事例で誤解を招く可能性があるならば、可能なケース、不可能なケース等の事例を増やすことで対応してはどうか。

国土交通省事業総括調整官室野田委員：国土交通省の委員会報告書で環境省通知の解説を詳細にまで記述する必要はないのではないかと。

中日本高速道路株式会社中崎委員：利用現場に搬入するまで産業廃棄物であるとした場合には、排出現場で建設汚泥を改良するメリットが無くなるのではないかと。

日本土木工業協会阪本委員：現場で廃棄物処理法違反と指導されることの無いようにして欲しい。

国土交通省事業総括調整官室野田委員：現場で改良した場合に、産業廃棄物になるか有用物になるかは、ケースにより様々である。実際の運用にあたっては、都道府県等環境部局との事前相談で個別に判断するべきである。本委員会報告書でどこまで記述するかについては、事務局で検討して欲しい。

日本建設業団体連合会島田委員：「(2) 再生利用制度」で、工事間利用する場合には発生側の元請業者が申請に主体的に取り組むことが望ましいと記述されているが、発注者による申請はありえないのか。現状では発注者による申請以外受け付けない自治体もある。

環境省豊住委員代理：申請者になるのは、原則として中間処理を行なう者及び運搬を行なう者である。

日本土木工業協会阪本委員：建設廃棄物処理指針に「利用しようとする発注者または元請業者が再生活用業者となりうる。」とあるので、利用側が申請を行なうと考えていた。

日本建設業団体連合会島田委員：現実には申請者を中間処理する者に限定していないのではないかと。申請者は、建設汚泥を受入れて土地造成を行なうといった、再生する者というよりむしろ利用する者のケースの方が多い。

環境省豊住委員代理：仮に造成する者を個別指定した場合、業の許可は不要であるが施設の設置許可が必要となり、その場所は最終処分場ということとなる。そのような点も踏まえて、7月25日の通知では、利用側工事に搬入した時点で利用価値が発生すると明確に示している。

嘉門委員長：7月25日通知に関してもっと詳しい説明が必要なのではないかと。個別指定の部分は非常に重要であり、個別指定のあり方について、事例を示す等により記述してほしい。

○追加意見について

事務局：追加の意見等ある場合には、3月3日(金)までに事務局まで送付頂きたい。

(5) その他

事務局：本日の資料については、報告書(素案)の段階のため、次回の委員会において最終報告書が確定するまで公表は行なわない。報告書(素案)については、委員限りの取り扱いとして頂きたい。

事務局：第5回委員会については、3月22日(水) 10:00から合同庁舎3号館11階特別会議室で開催する。

以上